

深谷市高齢者詐欺被害未然防止事業実施要綱

令和4年9月13日協働推進部長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯等に対し、詐欺被害防止機能付電話機（以下「機能付電話機」という。）を貸与することにより、高齢者への詐欺、その他消費者被害を未然に防止することを目的とする。

(事業の対象者)

第2条 この事業の対象者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録され、次の各号のいずれかに該当する世帯に属し、機能付電話機その他これに類するものを使用していない者とする。

- (1) 65歳以上の高齢者（以下「高齢者」という。）のみの世帯
- (2) 日中において、住居に高齢者のみのとなることが常態である世帯（前号に掲げる世帯を除く。）
- (3) その他市長が必要と認める世帯

(貸与の申請)

第3条 機能付電話機の貸与を希望する者は、深谷市詐欺被害防止機能付電話機貸与申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(貸与の決定等)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、機能付電話機の貸与の可否を決定し、深谷市詐欺被害防止機能付電話機貸与（不貸与）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(機能付電話機の設置等)

第5条 機能付電話機の設置及び撤去は、録音装置機能付電話機の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）が行うものとする。ただし、被貸与者による設置及び撤去が困難であることの申出があった場合は、本市が行うものとする。

(機能付電話機の管理)

第6条 被貸与者は、機能付電話機を善良な管理者の注意をもって管理し、当該機能付電話機の棄損、滅失等の事故が生じた場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

2 被貸与者は、機能付電話機を目的に反して使用し、譲渡し、転貸し、又は担保に供する等の行為をしてはならない。

(変更の届出)

第7条 被貸与者は、被貸与者の住所、氏名、連絡先等に変更があった場合は、速やかに深谷市詐欺被害防止機能付電話機貸与申請事項変更届（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

（貸与の費用等）

第8条 機能付電話機の貸与は無償とする。ただし、機能付電話機の故障による修理費用並びに機能付電話機の使用による電気料金、通話料金及び電気通信事業者が提供するサービスに係る費用については、被貸与者の負担とする。

（機能付電話機の返還）

第9条 市長は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、機能付電話機を返還させるものとする。

- （1）虚偽又は不正の手段で機能付電話機の貸与を受けたとき。
- （2）第2条に規定する対象者に該当しなくなったとき。
- （3）第6条第1項又は第2項の規定に違反したとき。

（録音等データの取扱い）

第10条 利用上、機能付電話機に保存された録音、その他のデータの所有権は、被貸与者に帰属する。ただし、市が必要と認める場合には、被貸与者は同意のうえ、録音、その他のデータの提供に協力するものとする。

（市への協力）

第11条 被貸与者は、第1条に掲げる目的の達成に必要となる、市からのアンケート調査等に協力するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

（宛て先）深谷市長

深谷市詐欺被害防止機能付電話機貸与申請書

下記のとおり、詐欺被害防止機能付電話機の貸与を申請します。

なお、申請にあたり、以下の事項について同意します。

- ・私の属する世帯の住民基本台帳を確認すること
- ・代理申請の場合、申請及び機器の受領にかかる権限を代理申請者に委任すること

記

申請者	フリガナ			
	氏名 (記名・押印又は署名)			
	生年月日	年 月 日生	年齢	歳
	住所	〒		
	電話番号			
	フリガナ		電話番号	
	連絡先氏名 (申請者以外)	(続柄:)		
	備考			
代理申請者	フリガナ			
	氏名			
	住所	〒		
	電話番号		申請者との関係 ()	

※市記載欄

来庁者確認	<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> その他 ()
電話機貸与番号	

様

深谷市長



深谷市詐欺被害防止機能付電話機貸与（不貸与）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった詐欺被害防止機能付電話機の貸与について、審査の結果、下記のとおり貸与（不貸与）を決定しましたので通知します。

記

1 貸与

被貸与者氏名	
電話機貸与番号	
注意事項	<ol style="list-style-type: none">貸与された詐欺被害防止機能付電話機（以下「機能付電話機」という。）をその目的に反して使用し、譲渡し、転貸し、又は担保に供することを禁じます。貸与された機能付電話機の一部又は全部を毀損し、若しくは滅失したとき、又は機能付電話機が不要となったときは、速やかに深谷市長に届け出てください。機能付電話機の故障による修理費用、機能付電話機の使用による電気料金、通話料金及び電気通信事業者が提供するサービスに係る費用、その他の維持管理に要する費用については、被貸与者の負担となります。機能付電話機の使用に関するアンケート等への協力をお願いする場合があります。

2 不貸与

不貸与の理由	
--------	--

様式第3号（第7条関係）

深谷市詐欺被害防止機能付電話機貸与申請事項変更届

年 月 日

（宛て先）深谷市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

深谷市詐欺被害防止機能付電話機貸与申請書の内容に変更が生じたので、下記のとおり届け出ます。

記

変更前	
変更後	